

# はやまエシカルパートナー募集要項

## 1. はやまエシカルパートナーとは

「はやまエシカルアクション」の趣旨に賛同している事業者・団体（以下「賛同事業者」という）のうち、町のパートナーとして主体的に「はやまエシカルアクション」を実践し、地域課題の解決やエシカルアクションの普及啓発に取り組む意欲のある賛同事業者のこと

## 2. パートナー制度設置の目的

賛同事業者が行政と、はやまエシカルアクションを起点に連携し、町民や町内事業者へエシカル（環境、人・社会、地域に配慮した）な行動や活動を推進・普及させ、エシカルなまちづくりを行う

## 3. パートナー登録要件

### (1) 基本的事項

- はやまエシカルアクションの賛同事業者として登録されていること
- 町内で主な事業を行っている企業、もしくは町内で主な活動を行っている法人、NPO 団体、任意団体、教育・研究機関であること

### (2) 欠格事項

- 町民税等に未納がないこと
- 葉山町暴力団排除条例第2条第5号で定める暴力団経営支配法人等に該当しないこと
- 過去3年以内に、重大な法令違反がないこと

### (3) エシカルな取組み等

- 環境、人・社会、地域の3分野中、2分野以上に関わる取組みを3つ以上行っており、登録申請書にて各取組みの詳細を次の事項にそって記載すること
  - ◇ 各取組みの具体的な目的や目標が設定されていること
  - ◇ 各取組みの実績や現状が数字を用いて詳細に記載されていること
  - ◇ 特定の政治、思想、宗教等の啓発を目的としていないこと
- エシカルな取組み等を対外的に公表・発信していること

## 4. パートナーになると

- (1) パートナー間のネットワークづくりを支援するため、町が主催するオフ会へ招待します
- (2) 「はやまエシカルパートナー」のロゴが使用できます
- (3) 町ホームページでの活動プロフィールの公開や町 SNS での紹介等、広報支援をします
- (4) 町が必要と認める場合は、町や複数事業者と連携して行われる「はやまエシカルアクション」に関するイベントにおいて、会場や物品を提供します

## 5. 申請方法等

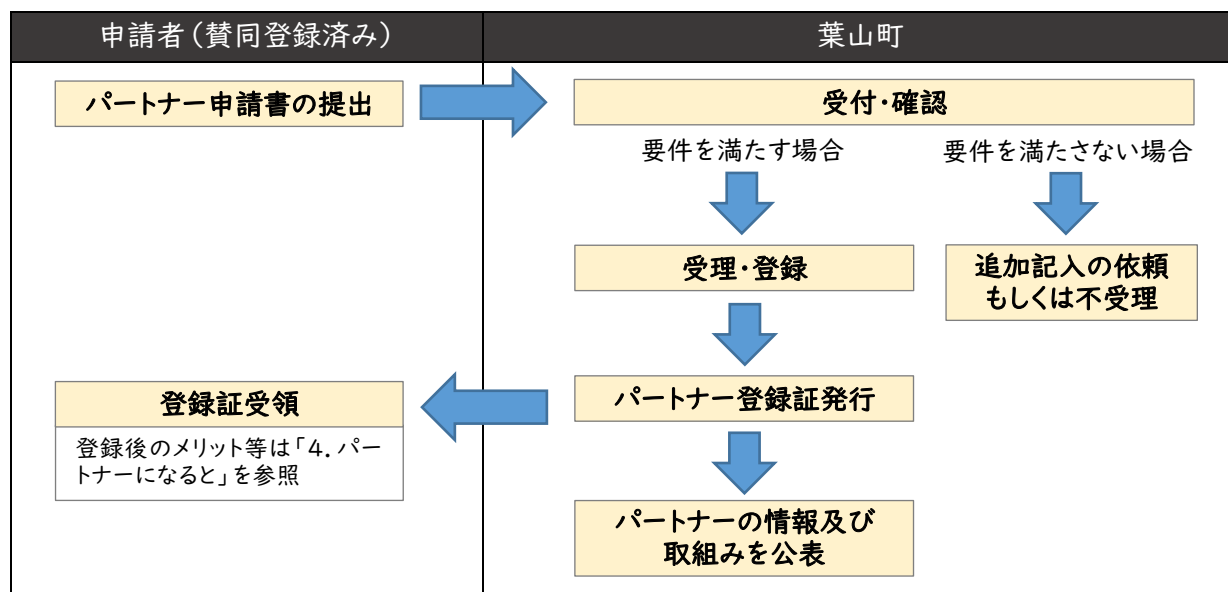
(1) 登録申請書に必要事項を記入の上、電子メールにてご提出ください。

提出先メールアドレス: hayama\_ethical@hayama.kanagawa.jp

(2) 第一次募集期間

令和5年7月3日(月)~8月14日(月)

## 6. 申請の流れ



※賛同登録がお済でない場合は、町ホームページより賛同登録(フォームより申請)を行ってから、申請してください。

## 7. 実績報告

パートナーは年1回以上の活動実績報告書の提出が必要です。ご提出いただいた活動実績は町ホームページに掲載することを予定しています。なお、年度末に賛同事業者の皆様をお願いしている町ホームページのフォームからの報告は不要になります。

## 8. パートナー登録の取消し

次の項目に該当がある場合、パートナー登録を取り消すものとします。

- (1) 虚偽の申請によるものであったとき
- (2) パートナー事業者・団体等から、登録の取消しについて申し出があったとき
- (3) 解散等の理由により、連絡が取れなくなったとき
- (4) 登録要件を満たさなくなったとき
- (5) その他、パートナー制度の運用に支障をきたす行為があったとき

【問合せ】  
葉山町 政策課 はやまエンカルアクション担当  
電話：046-876-1111(内線334)  
電子メール：hayama\_ethical@hayama.kanagawa.jp